

竹島の帰属をめぐる日韓紛争

植 田 捷 雄

日本をめぐる領土問題として、台湾、澎湖島、小笠原、樺太、千島、琉球等に関しては既に研究論文を発表しているが、竹島については未だ取り上げていないので、ここにこれを論ずることとした。

竹島の領有問題は日韓会談の正式議題とはなっていないが、会談とは別に日韓直接交渉の焦点となっており、日韓両国はそれぞれ歴史のまたは国際法的な立場から竹島の領有を主張して譲らず、この解決なくしては日韓国交の正常化も困難だと見られる現状にある。そこで、本文においてはこの問題を歴史的且つ国際法的な観点から検討し、以てその真実を明らかにしめることにしたい。

一 一九一〇年の日韓併合以前における竹島

竹島は島根県隠岐島の西北八五哩、北緯三七度九分三〇秒、東経一三一度五五分に位し、不毛の岩礁から成っている小さな群島であり、その面積は六九、九九〇坪を占めている。従って、この島は本来無人島であるが、夏期数ヶ月に限り仮小屋を設けてアシカ猟やアワビ、ワカメ等の採取に従事することが出来る。現在は島根県隠岐郡五箇村に属している。

日本人が竹島を発見するに至った契機には鬱陵島との関係がある。鬱陵島は六世紀以来、朝鮮の領土となっていたが、朝鮮本土から脱税を目的にこの島へ潜入するものが増えたので、一四三八年、李朝は渡島を禁止し、爾

来、一八八四年に至るまで約四五〇年の間、鬱陵島を事実上、放棄し空島政策をとった。ところが、この間一八一八年には伯耆国米子の町人大谷甚吉及び村川市兵衛が江戸幕府から鬱陵島(當時は竹島または磯竹島といわれた)への渡航許可を受け、その後約八十年間にわたり鬱陵島における日本人の漁業経営が続けられた。かくして日本人が鬱陵島へ赴く途中で竹島(當時は松島といわれた)を発見し、この島を寄港地として利用すると共にアシカ、アワビ等の漁業地としても専用していた。且つ、大谷甚吉の子孫にあたる大谷九右衛門勝信が一六八一年五月、幕府に提出した文書によれば、この島は「草木ござなく、岩島にてござ候」とあり、無人島であったことは疑いを容れない。ただ、その後鬱陵島の帰属をめぐって江戸幕府と朝鮮政府との間に紛争が起り、一六九六年、幕府が日本人の鬱陵島出漁を禁止したことがある。併し、竹島については日本領土だという前提の下に依然として渡航を認めていた。このように当時既に竹島が日本領土として見られていた文献上の証拠としては、宝暦年間(一七五一―一六三年)に編纂せられた『竹島圖説』に「隠岐の國松島(今日の竹島)」という表現がある。かくして

竹島の帰属については古来日韓両国間に争われたことはなかった。

ところが、以上は竹島をめぐる事実上の経過であるが、竹島が正式に島根県に編入せられたのは一九〇五年(明治三十八年)のことである。その動機は竹島における日本人の漁獲がこの頃から急速に本格化したことに始まる。すなわち、一九〇四年(明治三十七年)九月二十九日、隠岐島民の中井養三郎が内務、外務、農商務の三大臣に提出した「りゃんこ島領土編入並に貸下願」には次のような説明がある。

本島ハ……絶海ニ屹立セル叢藪タル岩島ニ過ギザレバ
 従來人ノ顧ルモノナク全ク放棄シ有之候、然ル處私儀
 鬱陵島往復ノ途次偶本島ニ寄泊シ海驢ノ棲息スル事夥
 シキヲ見テ放棄シ置クノ如何ニモ遺憾ニ堪ヘザルニヨ
 リ、爾來種々苦慮計畫シ彌明治三十六年ニ至リ斷然意
 ヲ決シテ資本ヲ投シ漁舍ヲ構エ人夫ヲ移シ獵具ヲ備エ
 テ先ゾ海驢獵ニ着手致シ候、……然レドモ本島ハ領土
 所屬定マラズシテ他日外國ノ故障ニ遭遇スル等不測ノ
 コトアルモ確乎タル保護ヲ受クルニ由ナキヲ以テ本島
 經營ニ資力ヲ傾注スルハ尤モ危険ノコトニ御座候、……

(21) 竹島の帰属をめぐる日韓紛争

…要スルニ前途有望ニシテ且ツ必要ナル本島ノ經營モ惜ムラクハ領土所屬ノ定リ居ラザルト海驢獵業ニ必ズ競争ノ生ズベキトニ據テ大ナル危險之アリ終ヲ全フシ難ク候、…此ノ如キハ雷ニ私儀一己ノ災厄ノミナラズ又タ國家ノ不利益トモ被存候、就テハ事業ノ安全利源ノ永久ヲ確保シ以テ本島ノ經營ヲシテ終ヲ全フセシメラレング爲メ何卒速カニ本島ヲ本邦ノ領土ニ御編入相成リ且ツ其レト同時ニ向フ十ヶ年間私儀ニ御貸下ゲ相成度、別紙圖面相添エ此段奉願候也

この請願に基き内務大臣が「無人島所屬に關する件」として、この「無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムベキ形跡ナク、一昨三十六年、本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舍ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入竝ニ貸下ヲ出願セシ所、此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根縣所屬隱岐島司ノ所管ト爲サントス」との議案を提出したところ、一九〇五年（明治三十八年）一月二十八日の閣議において「審査スルニ明治三十六年以來、中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認

メ之ヲ本邦所屬トシ島根縣所屬隱岐島司ノ所管ト爲シ差支無之儀ト思考ス」との閣議決定が行なわれ、これを島根県知事に通達した。次いで、島根県知事は同年二月二十二日、県告示第四十号を以て「…隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ、自今本縣所屬隱岐島司ノ所管ト定メラル」と公表し、併せて同日附を以て隱岐島庁に対しても「此旨心得フベシ」という訓令を發した。更に同年五月十七日には隱岐島司の上申によって竹島は官有地として土地台帳に記録された。かくして竹島が正式に島根縣隱岐島司の所管に編入されると、島根縣は同島のアシカ漁業を許可漁業とし、同年六月五日、中井養三郎、井口龍太、橋岡友次郎及び加藤重造の四名に對してその共同經營を免許した。免許を受けた者は毎年土地使用料を支払い、これは国庫に納入された。

(1) 「琉球の帰属を繞る日清交渉」、『東洋文化研究所紀要』第二冊、昭和二十六年九月。「領土帰属關係史——小笠原、千島樺太及び琉球——」、『平和条約の綜合研究』所収、昭和二十七年五月。「アメリカ学者の見た沖繩問題」、『國際法外交雜誌』第五十四卷第一、二、三合併号、昭和三十年四月三十日。「日本をめぐる領土問題——千島、南樺太、台湾及び沖繩の法的地位——」、『東洋文化研究所紀要』第

十一冊、昭和三十一年十一月。「シベリア出兵と北樺太問題」、『国際法外交雑誌』第六十卷第四、五、六合併特輯号、「北方領土の地位」——千島、樺太をめぐる諸問題——所収、昭和三十七年三月二十日。

(2) 十七世紀以来、現在の竹島は松島といわれていたが、同時に一八四九年、フランス船舶リアンクル号 (L'Incorrupt) がこの島を発見したことが契機となつて、明治時代に於ける隠岐島民は竹島を「リャンコ島」とも呼んでいた。

二 第二次大戦後における竹島の地位

以上は日韓併合前における竹島の歴史的背景であるが、その後第二次大戦終了に至る期間において竹島の日本領土としての地位に影響を与えるような重大な事態は特に発生しなかった。ただ、戦争勃発の直前すなわち一九四〇年(昭和十五年)八月十七日、竹島は海軍用地として舞鶴鎮守府に引渡されたが、戦後の一九四五年十一月一日、国有財産法施行令第二条により海軍から大蔵省に移管せられて今日に至っている。

1. 連合軍総司令部覚書による指令

ところが、一九四六年一月二十九日、連合軍総司令部は日本政府に対する覚書によって「日本政府が竹島に対して政治上または行政上の権力を行使することまたは行使しようと企てることを停止する」という指令を発した。更にこれに次いで同年六月二十二日付の総司令部覚書により竹島はいわゆるマッカーサー・ライン⁽¹⁾の外側に置かれ、「日本の船舶及び乗組員は竹島から十二哩以内に近づいてはならず、またこの島との一切の接触は許されない」との指令を受けた。尚、この「十二哩以内」はその後一九四九年九月十九日付の覚書によって「三哩以内」と修正された。これに基き、島根県も一九四六年七月二十六日付の県令を以て竹島における日本人の漁業を禁止した。併し、これら一連の措置は日本の領土処理には何等関係のないことを留意すべきである。すなわち、これらは連合国が日本占領管理の必要上執った措置であつて日本領土の最終決定ではない。というのは、一九四六年一月二十九日の総司令部覚書第六項に「この指令中の如何なる規定も、ポツダム宣言第八条に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」と明記されていることによつ

ても明らかである。現に、この覚書によって日本政府の政治、行政上の権利行使を停止されていた北緯三十度以南の南西諸島の中、北緯二十九度以北については一九五一年十二月五日付の総司令部覚書によって日本政府に行政権が返還され、奄美大島も日本の行政管理下に移された。その他琉球、小笠原等の諸島についても日本の残存主権が認められている。のみならず、一九四六年六月二十二日付のマッカーサー・ラインに関する総司令部覚書第五項においても「この許可は当該区域またはその他の如何なる区域に關しても、国家統治権、国境線または漁業権に關する連合国の政策の表明ではない」としている。更にまた、マッカーサー・ラインは対日平和条約の発効に先立つこと三日、すなわち一九五二年四月二十五日に全面的に撤廃せられた。このような事実の経過から見て、総司令部覚書により日本の竹島に対する政治、行政権の停止が指令されたことは、領土帰属の最終決定とは何等關係がないといえる。

2. 李承晩ライン

ところが、対日平和条約が一九五一年九月八日に署名

されるや（その効力発生は前述の通り一九五二年四月二十八日）、韓国においてはその沿岸に漁業保護水域を設定し、この水域内では外国船舶の漁業従事を禁止しようとする案が持出され、保護水域の境界線、経緯度等が考究されていたが、次いで同年十月二十日から開かれた日韓会談が決裂状態に陥ったので、一九五二年一月十八日、当時の韓国大統領李承晩は「漁業資源の保護のために、韓国の特定隣接海洋上に韓国の主権が適用される」という海洋主権宣言を行ない、このいわゆる李承晩ラインの中に竹島を包含せしめた。

ここにおいて、竹島の領土権をめぐる日韓紛争は俄かに活気を呈して来た。日本政府は一月二十八日、直ちにこの李承晩ライン設定は国際法に違反するものであると抗議したが、同時に竹島についても「同宣言において韓国は竹島として知られている日本海の小島に領土権を主張しているかのように見えるが、日本政府は韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」と言明した。併し、韓国はこれに対して反論を加え、二月十二日の口上書において、連合軍総司令部が一九四六年一月二十九日の覚書を以て竹島に対する日本の政治、行政上の権力

行使を停止せしめたのは明らかに竹島を日本の領土から切り離したものであるとし、また同年六月二十二日の覚書によって竹島がマッカーサー・ラインの外側に置かれた、事実を挙げ、「これらの事実、同島に対する韓国の要求に同意し、これを確認するものであって、何等論議の余地のないものであることを日本政府に想起せしめたい」と通告した。そこで、日本政府は一九五二年四月二十五日、これに対して更に反駁を加え、一九四六年一月二十九日の総司令部覚書は単に竹島に対する日本の政治、行政上の権利行使の停止を指令したものに過ぎず、何等竹島の最終帰属を決定したのではない、またマッカーサー・ラインも国家統治権或は国境線に関する連合国の最終的政策を示したのではなく、単なる軍事境界線に過ぎないと論駁した。

爾来、日韓両国はこの問題をめぐってその主張を繰返し、一九六〇年末までの間に日本側からは二十四回、韓国側からは十六回にわたってそれぞれ口上書の提出が行なわれているが、今日なお解決に至っていない。

3. 対日平和条約

次に竹島との関連において問題となったのは一九五一年九月八日に署名され、一九五二年四月二十八日にその効力を発生した対日平和条約である。この条約第二条(a)によれば、「日本国は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」という規定がある。この条項に基いて日本が承認した「朝鮮の独立」とは、一九一〇年の日韓併合当時における韓国領土を日本から分離独立せしめることを認めたものであり、従って日韓併合以前からの日本領土はこれに含まれていない。竹島は前述の通り、既に一九〇五年、島根県の所管に正式編入されており、また一九四六年一月二十九日の総司令部覚書による竹島に対する日本の政治、行政上の権利行使停止の指令も対日平和条約の発効によって当然無効となり、島根県の管轄下に復帰したわけであるから、竹島が新たに独立した韓国領土に併合せられることはあり得ない。右の対日平和条約第二条(a)において、日本がすべての権利、権限を放棄する島嶼として済州島、巨文島および鬱陵島の名称を具体的に挙げているが、竹島については特に触れていないことも、これを示すものと見て差支えない。と

ところが、韓国側にはこれに対していろいろな反対論が見られる。例えば、「朝鮮半島の近海には多くの島々があり、これらのすべてが平和条約にその具体的名称を規定せられないからといって、韓国領土に含まれないとは考えられない」という主張もある。併し、済州、巨文、鬱陵の三島は朝鮮近海における代表的な島嶼であるのみならず、その位置は朝鮮半島の最も外側にあつて日本に近い。従つて、若し竹島がこれらの島々よりも朝鮮半島に近い内側であれば、その名称が対日平和条約に特記せられなくても、当然韓国領土に含まれることは疑いを容れないが、事実はこれに反して竹島はこれら三島の外側にあり、日本により近い位置を占めているので、竹島を韓国領土に加える場合には、右の三島と共に竹島の名を条約に明記すべきである。併し、現実には前述の通り条約に竹島の名は現われていない。これは竹島が依然として日本領土の一部に残されたことを意味するものといわざる得ない。その他、竹島は鬱陵島の付属島嶼であるから鬱陵島と運命を共にすべきだと主張であるが、地理的或は歴史的背景から見てこれも納得出来ない。

4. 日米行政協定

次に取上ぐべき問題としては、日米行政協定と竹島との関係がある。一九五二年二月二十八日に署名され同年四月二十八日に発効した「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」第二条によれば、次のような規定がある。

(a) 日本国は、合衆国に対し安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両国政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六条に定める合同委員会を通じて両国政府が締結しなければならぬ。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 日本国及び合衆国は、いずれか一方の当事者の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することが出来る。

(c) 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定

の目的のため必要でなくなった時は、いつでも日本国内に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。

且つ、右の日米行政協定第二条に引用せられた日米安全保障条約第一条は米軍の日本駐屯権を認めたものであり、次のような条文となっている。

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は許し、アメリカ合衆国はこれを受諾する。

更に、日米行政協定第二十六条は米軍の日本駐屯のため必要な「日本国内の施設又は区域を決定する協議機関」に関する条項であり、その内容は三項にわたって規定せられているが、特にその第一項を挙げると、左記の通りである。

この協定の実施に関して相互の協議を必要とするすべての事項に関する日本国と合衆国との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に合衆国が安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に当

て使用するため必要とされる日本国内の施設または区域を決定する協議機関として任務を行う。

以上のような日米行政協定第二条に従って日米合同委員会が開かれ、その結果、一九五二年七月二十六日、委員会は竹島を日本駐留米軍が使用する空軍訓練区域とすることを決定した。右の諸条項によれば、日本駐留の米軍が使用する施設及び区域は日本国内或はその附近であり、使用の必要がなくなった場合には日本に返還しなければならぬとされていることを想えば、日米合同委員会におけるこの決定は、竹島が日本領土に属することを証明したものに外ならない。次いで、一九五三年三月十九日には日米合同委員会分科委員会において、米軍側の提案に応じて竹島を米軍の訓練区域から削除することが決定された。ここに、米軍の使用を必要としなくなった区域は、日本に返還さるべきだとする前記の日米行政協定第二条(c)の規定が当然に適用されることとなり、竹島は日本領土に復帰したわけである。従って、島根県は同年六月十九日付の告示及び公告を以て、竹島における漁業を隠岐島漁業協同組合連合会及び三名の日本人に再び許可した。

5. 韓国の竹島に対する積極的態度

島根県が竹島における日本人の漁業を再免許したのと相前後して、韓国の竹島に対する態度は俄かに積極化して来た。すなわち、島根県の竹島漁業免許に先立ち、既に一九五三年五月二十八日、島根県の水産試験船島根丸が海流調査の途中、偶然、韓国人が竹島に上陸して漁業に従事している事実を発見したことは、竹島をめぐる日韓紛争が再燃する契機となった。ここに日本政府は韓国に対してその不法行為を嚴重に抗議すると共に、海上保安庁の巡視船を現地に派遣して監視の任に当らせたが、韓国人漁夫は韓国警官の保護の下に依然として竹島における漁撈を続けたのみならず、遂に同年七月十二日には日本の巡視船が韓国警官により銃撃を受けるといふ事件まで発生した。もとより、日本は翌十三日、直ちにこれに強硬な反駁を加え、竹島は歴史的にも国際法上も日本の領土であることを述べた抗議文を提出したが、韓国側は九月九日付の回答を以てこれを拒否し、却って竹島が韓国領土であることを強く主張した。更に一九五四年にはいると、韓国官憲が竹島に常駐するようになり、日本

の巡視船がまたもや銃撃されるという事件が二回も起った。これらに加えて、韓国側は同島に韓国旗を掲げ、燈台その他の設備を築造し、竹島を主題とする切手さえ発行した。

このような韓国の積極的な態度に対し、日本は竹島問題解決の唯一の平和的手段として、国際連合の司法機関である国際司法裁判所に問題を付託して同島の帰属についてはその判決に従うことを、一九五四年九月二十五日付の口上書によって韓国に提案した。併し、韓国側は同年十月二十八日、これを拒否した。もとより日韓双方には国際司法裁判所の強制管轄権を受諾する義務はないので、韓国が日本の提訴を拒否する自由はあるが、その反面において韓国が裁判の結果について勝算の確信がないために拒否したものであるという観測もある。さりとて、竹島の領有権をめぐる日韓両国がそれぞれ自己の立場を主張して譲らない限り、日本が如何に外交上の抗議を繰返しても問題は到底解決の域に達しない。従って、結局のところ公正な第三者、すなわち国際連合の国際司法裁判所に判決を付託することが最も適切な措置であると考えられる。現に、英仏海峡におけるマンキエル

及びエクレフー (Minquiers, Ecrehoux) 群島の帰属をめぐる英仏紛争に対し、国際司法裁判所が一九五三年に裁判を行ない、英国の領土権を認める判決を下した先例もある。⁽³⁾ このような情勢によって見れば、韓国が竹島問題の国際司法裁判所付託に同意し、日韓両国がこの裁判所の判決に従うというのが唯一の解決の途ではなからうかと思われる。

併し、国際司法裁判所に対する提訴は今日なお実現されず、日本はこれに代えて、嚴重な抗議を繰返し、屢々巡視船を派遣して竹島の正常化を要求しているにも拘らず、韓国の竹島占拠は依然として変わらず、燈台その他の設備も撤去されない現状にある。今や近い将来に日韓会谈妥結の見透しが深まりつつある時、両国の国交正常化後も竹島問題は未解決のまま残るとすれば、完全な両国の親善関係回復は望めないものといわざるを得ない。この意味からも、一日も早く国際司法裁判所への付託実現を期待して已まない。

(1) マッカーサー・ラインとは、一九四五年九月二十七日、連合軍総司令部覚書により東支那海から朝鮮海峡の済州島南方洋上を通過して対馬島の真北を過ぎ、日本海の竹島

の東方を通過させて設定した軍事境界線である。
 (2) 高野雄一、領土(国際法学会編『平和条約の総合研究』上巻所収)、一〇五頁。入江啓四郎『日本講和条約の研究』三一―三三四頁。皆川洗「竹島紛争と国際判例」(『前原光雄教授還暦記念、国際法学の諸問題』所収)、三六八―三六九頁。
 (3) 皆川洗、前掲書、三四九頁。

三 竹島の帰属をめぐる日韓紛争の論点

以上によって竹島問題の歴史的経過を概説したこととするが、これに次いで更に明らかならしめて置きたいのは、竹島をめぐる日韓紛争の論点である。それは問題別に述べると、凡そ以下の通りである。

1. 竹島を最初に自国の領土と認知したのは日本か韓国か

少なくとも十七世紀中頃には、日本人が鬱陵島へ赴く途中で竹島を発見し、爾来、日本が竹島をその領土と考へ、この島における漁業を実際に経営して来たことは前述の通りである。併し、これに対して韓国は、『李朝實録』によれば、日本の竹島発見に先立ち、既に一四八三

年以來、竹島は韓国に知られており、その発見者は全自周という韓国人だとの記事があると主張しているが、韓国がこの島を自己の領土と認知し現実に経営を続けた証拠は何等挙げられていない。

2. 干山島は果たして竹島か

日本の竹島認知より以前に、竹島が韓国に知られていたもう一つの理由として、韓国は一五三一年発刊の『新增東國輿地勝覽』を挙げ、この文献には「干山島、鬱陵島」という項があり、その註に「二島は縣の正東海中にあり」との記事があるので、この二島が別箇の島であることは明らかであり、干山島は現在の竹島だと主張している。併し、韓国の古文獻によれば、このように鬱陵島と干山島とは別箇の島であるという説と同時に鬱陵島と干山島とは同一の島であるという説もある。現に、右に掲げた『新增東國輿地勝覽』においてさえ、一方において別箇の島であると述べながら、その脚註においては「一説によれば干山、鬱陵は本一島なり」との疑問を残している。のみならず島の具体的説明にあたっては、鬱陵島のことばかりが書かれており、干山島については何

等の記述も行なわれていない。従って、これらの文献における干山島が竹島であるとは考えられない。

3. 安龍福供述の真否

韓国は、一六九三年に鬱陵島から漁場の不法侵入の証人として東萊の漁民安龍福が日本に引致せられた後、韓国に送還せられ、更に一六九六年六月、二度目の渡日から帰国した際、同年九月、朝鮮政府備辺司の取調べを受けた時に答えた供述を引用して、竹島が韓国領土であることを強調している。この供述において、安龍福は「彼が鬱陵島に日本人のいるのを見つけたので、鬱陵島は韓國領土である」と云つたところ、日本人は「松島（現在の竹島）に住んでおり、この島へ漁業に來たに過ぎない」と答えた。そこで、彼は「松島もまた韓國領土である」と唱え、直ちに松島へも行つてそこにいる日本人を退去させたのみならず、更に伯耆藩との直接交渉をも行なつた結果、日本側は両島に対する韓国の領土権を確認し、日本人の両島立ち入りを禁止した」としている。また、韓国側は当時、鬱陵島に対して空島政策をとっていたが、それは領土権の放棄を意味するものでなく、現

に一九九七年以来、三年毎に巡視を行なっていたとも称し、竹島が韓国領土である根拠としている。

ところが、この主張に対しても日本としては納得が行かない。というのは、安龍福が日本に赴くにあたって、朝鮮政府から公的権限を委任せられた何等の証拠はなく、従って朝鮮の古文獻によれば、彼は「鬱陵島干山監稅將」(二六九六年刊の肅宗實錄)或は「鬱陵監稅官」(一九〇八年刊の増補文獻備考)と称したとあるが、当時の朝鮮政府にはこのような官名もなく、これは飽くまでも彼の一方的な自称であったといわざるを得ず、当然に右の供述は安龍福個人の意見にとどまるからである。且つ、この供述内容は日本側に残された記録と多くの喰い違いがあるのみならず、江戸幕府が鬱陵島への渡航禁止を指令したのは一九九六年一月二十八日のことであり、これは安龍福の渡日より六ヵ月前であり、彼の交渉とは何等関係はない。また、朝鮮政府が実行したという定期的巡視も鬱陵島に限られ、竹島に関する巡視報告は見られない。

4. 島根県告示の有効性

韓国側は、日本が竹島を島根県所屬隠岐島司の所管に移すと公示した一九〇五年二月二十二日の島根県告示は無効であると主張している。その理由として、(1)竹島は島根県告示以前から既に韓国領土となっている、(2)島根県告示は単なる一地方庁の告示であるので、これによって竹島を正式に日本領土に編入することは不可能である、(3)島根県告示は秘密裡に行なわれたもので、一般には公表されていない等の諸点を挙げている。併し、日本側としては、(1)島根県告示は同年一月二十八日の閣議決定に基いて出されたものであり、これは国家として竹島を領有する意思を確認したこととなる、(2)島根県告示による竹島の領土編入は当時の新聞にも発表されている、(3)無人島である竹島の先占について、日本が外国に通告する義務は国際法上ないとし、反駁を加えている。

5. カイロ宣言から対日平和条約に至る一連の措置
 韓国側は、カイロ宣言から対日平和条約に至る一連の措置によって竹島は韓国に復帰したと主張している。すなわち、(1)一九四六年一月二十九日の総司令部覚書

によって竹島は政治、行政上、日本から分離され、更に同年六月二十二日の総司令部覚書によって竹島はマッカーサー・ラインの外側に置かれた結果、竹島は日本の領土から切り離された、(2)一九四三年十一月二十七日のカイロ宣言にある「日本国は暴力及び貧慾により、日本国が略取した一切の地域より駆逐せられる」との規定は、竹島を島根県編入という侵略行為によって日本に併合したことに對して適用され、竹島は韓国領土となる、(3)一九四七年六月十九日の極東委員会において決定せられた降伏後の対日基本政策によれば、竹島は韓国領土に含まれるというのがそれである。これらに對し、日本側としては総司令部覚書は占領下の暫定的処置であり、日本の領土帰属について最終決定を示したものである、日本の領土を日本領土から除いたものではなく、また降伏後の対日基本政策は、本州、北海道、四国、九州にその適用が限定されており、竹島は日本の侵略によって奪取したのではないと反論している。

(1) 「竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解」(『外務省調査月報』第二卷第五号、三十二頁)。

(2) 入江啓四郎、前掲書、三九六頁。

(3) 入江啓四郎、前掲書、四〇〇頁。

四 国際法から見た竹島問題

凡そ国家が領土を取得する原因としては、一般国際法によれば、先占 *occupatio* (無主地に對する領土権設定)、時効 *prescriptio* (一定地域に對する一国主権の行使が相當の年限続けられ、その間外国からの干渉がなかつた場合)、添附 *accessio* (人工または自然の作用による海面への土地拡大)、征服 *conquestio* (一国が他国の領土を兵力によって併合した場合) 及び割讓 *cessio* (条約により一国が他国の領土を取得した場合) 等を挙げることが出来る。ところで、竹島は前述の通り、元來無人島でありまた無主の島であったが、韓国よりも早くから日本はこれを自己の領土と心得ていた土地である。従つて、日本が竹島に對して領土権を確立したか否かは、先占の法理によつて判断しなければならぬ。すなわち、国際法における先占とは、一国が無主の地に對し、領土編入の意思表示を明確にすると共に事實上、効果的な支配を擴張した場合、この事實に國際法上の効果を与え、右の国家に領土権を付与することを意味する。そこで、竹島との關係において、日本がとつ

た領土編入の意思表示と効果的な支配の実体を以下において見ることにする。

先ず、領土編入の意思表示であるが、この点については既に述べたところであるから、その要領をまとめることにとどめたい。一六一八年以来、幕府の許可を得て薩陵島における日本人の漁業経営が行なわれていたが、この間竹島が発見せられ、この島も日本人の寄港地且つ漁業地として利用せられていた。ところが、その後竹島における日本人の漁業競争が漸次激化して来たため、竹島を領土所屬未決定のまま放置するのは将来の安全のため危険であるとの立場から、一九〇四年九月二十九日、隠岐島民中井養三郎が政府に対して竹島の領土編入並に貸下願を提出した。これに応じて、政府は一九〇五年一月二十八日の閣議決定によって同島を島根県隠岐島司の所管に移し、これに従って島根県知事は同年二月二十二日の県告示を以て同島の島根県編入を公示し、更に五月十七日には官有地として登録された。爾來、今日に至るまで竹島の地位に重大な変化は起っていない。ただ、第二次大戦勃発の直前、一時海軍用地となったことはあるが、戦後、大蔵省の所管に移されている。以上によって

見れば、日本の竹島に対する領土編入の意思表示は、国際法上、何等論議の余地なきものと信ぜられる。

次に、竹島に対する日本の効果的な支配について述べる。右のように、竹島が一九〇五年二月二十二日、島根県の所管に正式に編入されると、島根県は同年六月五日、同島における漁業の共同経営を中井養三郎その他計四名に許可した。中井等は直ちに翌六日、竹島漁業合資会社を設立し、同島に猟小屋、製造納屋等を設け、同年度から事業を開始して多くの漁民を渡島せしめ、アシカ漁業に従事させた。また、その後島根県は数次にわたり規則を改正して漁業の取締を強化して行った。すなわち、一九〇八年六月には県令によって竹島におけるアシカ漁業を県知事の認可事項とし、また一九一一年一月には右の規則を廃止して新たに島根県漁業取締規則を公布し、これによって竹島周辺区域を禁漁区としたが、アシカ漁業の許可を受けている者に限り、同島における独占的漁業を認可保証した。併し、その後における会社の運営は実績が挙げらず、一九二九年から一九三三年に至る間、一時漁業を中止したが、一九三三年以降、竹島への出漁は再開された。更に、その後一九四〇年八月、竹島

が海軍用地となった際にも、漁業権者の竹島利用は引続き認められた。ただ、一九四一年十二月九日の第二次大戦勃発によって竹島における漁業は中止の已むなきに至ったが、一九五三年三月十九日、日米行政協定に基く日米合同委員会の決定により竹島が米軍演習場から削除せられた結果、島根県は再び竹島における漁業を許可し、今日に及んでいる。

五 むすび

以上によって見れば、本来無主の土地である竹島に対し、日本がこれをその領土とする明確な国家的意思を示し、同島における漁業の経営を実際に行なうことによって現実の占有、効果的な支配を続けて来たことは疑いを容れない。従って、国際法における「先占」の法理により、竹島における日本の領土権が既に確立されているのは当然のことといわなければならない。のみならず、前述の通り、歴史的にも竹島が日本領土に帰属する事実が多く存在する。そうだとすれば、結局のところ、竹島問題をめぐる日韓交渉はこの線に添って解決するより他に途はないものと思われる。この際、国際司法裁判所に

提訴してその判決に従うことが最も適当な方法だと信ぜられる。かくして、完全な日韓国交の正常化を達成することが望ましい。

(参考文献)

- 北回通茶『竹島圖説』、寶曆年間(一七五一—一六三年)
矢田高當『長生竹島記』、享和元年(一八〇一年)
大西教保『隱岐古記集』、文政六年(一八二三年)
外務省条約局『竹島の領有』、昭和二十八年八月
外務省情報文化局『世界の動き』、特集号六、「日韓会谈のいきさつ——韓国態度が決定する——」、昭和二十八年十一月
外務省情報文化局『海外調査月報』、昭和二十九年十一月
『外務省調査月報』、第二巻第五号、「竹島領有をめぐる日韓国史の歴史上の見解」、昭和三十六年五月
島根縣教育會編『島根縣誌』、大正十二年
島根県『竹島の研究』、昭和二十八年十一月
入江啓四郎『日本講和条約の研究』、昭和二十六年十一月
高野雄一『領土』(国際法学会『平和条約の綜合研究』上巻、昭和二十七年五月)
田川孝三『竹島の歴史的素描』(『親和』第七号、昭和二十九年五月)
韓国問題研究会『日韓問題』、昭和三十七年三月
日本国際政治学会編『日韓関係の展開』、昭和三十八年七月

皆川沈「竹島紛争と国際判例」(前原光雄教授還暦記念、

国際法学の諸問題)、昭和三十八年十月)

『太宗實錄』、『成宗實錄』、『肅宗實錄』、『英宗實錄』、『正

宗實錄』、『李朝實錄』

『新增東國輿地勝覽』、一五三一年

『増補文獻備考』、一九〇八年

韓國外務部『外務行政の十年』、一九五九年

朝鮮大学校『朝鮮に関する研究資料』第四集、「韓・日会

談」の本質について——その経過と背景に関する考察——

一、一九六一年四月

山辺健太郎「竹島問題の歴史的展望」『コリア評論』、第七

卷第二号、一九六五年二月)

(昭和四十年三月二十日)

(東京大学名誉教授・一橋大学講師)